

## 合成メタンに係る確認事項について

ガス事業者別排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を国が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を記載した資料、配管図等の必要な資料により確認することとする。

- 一 使用する合成メタンの原料となる回収した二酸化炭素（以下「回収二酸化炭素」という。）の量
- 二 回収二酸化炭素を回収した者
- 三 回収二酸化炭素を回収した期間
- 四 回収二酸化炭素の回収が行われた地点
- 五 回収二酸化炭素に係る発生の由来
- 六 合成メタンを製造する事業者が回収価値<sup>1</sup>を有する回収二酸化炭素を用いて製造していること
- 七 供給合成メタン量
- 八 合成メタンを需要家に供給した者
- 九 合成メタンの供給期間
- 十 合成メタンを注入した地点
- 十一 合成メタンに係る排出削減価値<sup>2</sup>が需要家に帰属すること

なお、ガス事業者別排出係数を算定・提出する事業者と合成メタンの調達事業者が同一の場合（卸供給を受ける場合も含む）、上記情報を当該事業者が提出する。

ガス事業者別排出係数を算定・提出する事業者が合成メタンの調達事業者とは異なる場合、合成メタンの調達事業者が上記情報に加え、託送負担合成メタン等量を注入した地域に関する情報を提出し、ガス事業者別排出係数を算定・提出する事業者は託送分配合成メタン等相当量及び小売供給を行っている地域に関する情報を提出する。

---

<sup>1</sup> 回収された二酸化炭素であるという属性の価値

<sup>2</sup> 排出量算定時に、合成メタンの使用による排出削減量に相当する量を減算できる価値